二　一に掲げる化成肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぷん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したもの

三　肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第一及び原料規格第二に掲げるものに限り、三年原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用し、これに化学的操作を加えたもの

四　三に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの

五　一若しくは二に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したも

二　一に掲げる化成肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぷん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したもの

三　肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第一及び原料規格第二に掲げるものに限り、三年原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用し、これに化学的操作を加えたもの

四　三に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの

五　一若しくは二に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したも